

平成19年6月11日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号

株式会社トラスト

代表取締役社長 伊藤 誠 英

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成19年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県名古屋市中区錦三丁目23番3号
名古屋国際ホテル 2F 紅梅の間
(会場が昨年と異なりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第19期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件
4. 株主様へのお知らせ方法
株主総会参考書類並びに添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(<http://www.trust-ltd.co.jp/>)において、掲載することによりお知らせいたします。

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、原油や原材料の価格上昇による影響が懸念されましたが、欧米及びアジアでは概ね堅調に推移し、国内経済においても設備投資の拡大や雇用状況の改善がみられ、穏やかな景気の拡大傾向が持続しました。このような状況のなか、当社グループは海外販売拠点の立ち上げ等による販売体制の強化に努めてまいりました。

中古車輸出業界におきましては、好調な新車輸出の影響により、中古車輸出業者が商品を積む船のスペースを確保しづらい状況でありました。このような厳しい状況のなか、当社グループは船会社との取引関係強化及びチャーター船の確保等により、販売台数の減少を最小限に抑えるべく努めました。各地域における販売状況については以下のとおりです。

(アフリカ)

同業他社のアフリカ地域における新規参入が増加するなか、現地ショールーム「@SHOP」の新規出店及び大手輸送会社との業務提携等により、競争激化による売上高の減少の影響を最小限に抑えることができました。また、現地のマーケット情報の取得による効率的な販売体制の構築に努めました。

(中南米)

中南米地域の主要市場であるカリブ海諸国においては、政策により新車販売が促進され中古車市場が縮小したため、当社グループは同地域における販売戦略を見直しました。

(オセアニア)

オセアニア地域の主要市場であるニュージーランドでの競争が激化したため、仕向け地域を見直し他の国々への拡販に注力いたしました。

(アジア)

アジア地域における輸入規制の強化及び商慣習の煩雑化等の理由から販売戦略を見直しました。

(ヨーロッパ)

ヨーロッパ地域においては、当社グループのビジネスモデルとは異なる業者間取引が多く、利益率が低かったため利益率向上に注力いたしました。

国内での事業につきましては、国内新車販売の低迷による下取り車の減少等により、オークションでの仕入価格が上昇いたしました。このような状況のなか、当社グループは車輛管理体制の強化による品質向上、海外販売拠点とのマーケット情報の共有による販売価格の設定、仕入車種の見直し等により、前年同期に比べ販売単価アップを実現いたしました。それにより仕入価格の上昇による影響を抑えることができました。

以上の結果、当社の販売台数は7,416台となり、当期売上高は4,119百万円（前年同期比81.6%）となりました。利益面につきましては、経常利益722百万円（前年同期比102.3%）、当期純利益362百万円（前年同期比92.6%）となりました。

また、当社の子会社でありますAMANA SHIPHOLDING S.A.につきましては、船舶の賃貸により、当期売上高は143百万円となりました。利益面に関しましては経常損失及び当期純損失44百万円となりました。

TRUST AMERICAS INCORPORATEDにつきましては、CS強化の観点からカリブ海諸国のマーケットへの迅速な対応を目指し設立いたしました。2006年10月からは、日本との時差を利用し24時間体制の顧客対応を実現いたしました。当期売上高は3百万円、経常損失及び当期純損失は15百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,108百万円（前年同期比81.4%）となりました。利益面につきましては経常利益652百万円（前年同期比94.3%）、当期純利益292百万円（前年同期比77.5%）となりました。

2. 設備投資等の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は1,974百万円であり、その主なものは、土地購入（愛知県弥富市）、ソフトウェアの取得であります。

資金につきましては、自己資金及び平成19年3月に株式会社十六銀行からの1,000百万円の借入により調達いたしました。

3. 対処すべき課題

当社グループは、売上高及び利益の拡大を図るため、以下の様な課題に対してそれぞれの施策を実施してまいります。

アフリカ地域における競争の激化

同業他社の新規参加が増加するなか、当社グループといたしましては、@SHOPのFC化による販売網の拡大及び品質・顧客満足度の向上による差別化を図ってまいります。

左ハンドル車地域への参入

当社グループは、アメリカ子会社（TRUST AMERICAS INCORPORATED）の設立により北米地域において日系メーカーが製造した左ハンドル車の仕入れが可能となり、本格的に左ハンドル車地域へ参入してまいります。

オークションにおける仕入価格の上昇

仕入価格の上昇の主な要因としましては、国内販売の低迷による下取り車の減少及び同業他社の増加が挙げられます。この様な状況のなか、当社グループは仕入方法の多様化により、価格変動の影響を最小限に抑えた仕入体制を構築してまいります。また、自動車部品の品揃えを充実させ、仕入価格の安い不人気車種の販売を阻害している修理部品不足を解消し、その様な車種でも販売できる体制を構築してまいります。それにより競りの集中を避けられる車種の仕入を増やし、仕入価格を抑えることで利益を確保してまいります。

4. 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目 \ 期別	第16期 (平成16年3月期)	第17期 (平成17年3月期)	第18期 (平成18年3月期)	第19期 (当連結会計年度) (平成19年3月期)
売上高 (百万円)			5,044	4,108
経常利益 (百万円)			692	652
当期純利益 (百万円)			377	292
1株当たり当期純利益 (円)			1,346.28	1,072.39
総資産額 (百万円)			3,907	4,888
純資産額 (百万円)			3,092	3,246

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 第19期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。なお従来の資本の部の合計に相当する金額は3,235百万円であります。

当社の財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第 16 期 (平成16年 3 月期)	第17期 (平成17年 3 月期)	第18期 (平成18年 3 月期)	第19期 (当期) (平成19年 3 月期)
売 上 高 (百万円)		3,453	5,376	5,044	4,119
経 常 利 益 (百万円)		470	600	705	722
当 期 純 利 益 (百万円)		285	343	391	362
1株当たり当期純利益 (円)		5,679.86	6,535.35	1,394.02	1,326.75
総 資 産 額 (百万円)		1,805	4,261	3,921	4,954
純 資 産 額 (百万円)		917	3,238	3,105	3,317

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は平成16年11月10日付で株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。これに伴い、平成16年11月9日付で一般募集による新株式の発行(6,000株)を行っております。
 3. 第18期については、平成17年5月20日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

5. 主要な事業内容

当社は主にインターネットを通じて世界各国に中古自動車の輸出販売を行っております。

6. 主要な営業所及び工場

当 社	
本 社	愛知県名古屋市中区
支 店	ザンビア共和国ルサカ市
ストックヤード	愛知県名古屋市港区
子 会 社	
AMANA SHIPHOLDING S.A.	パナマ共和国
TRUST AMERICAS INCORPORATED	アメリカ合衆国
VA 1号投資事業有限責任組合	東京都港区

7. 使用人の状況

企業集団の使用人の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
47名	2名減

当社の使用人の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
42名	7名減	32.9歳	2.3年

8. 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

当社の親会社は、V Tホールディングス株式会社で、同社は当社の株式を189,750株（議決権比率75.2%（うち間接議決権比率5.4%））保有しております。当社は親会社から本社事務所を賃借しており、役員の兼任が2名となっております。

子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
AMANA SHIPHOLDING S.A.		100%	船舶の賃貸
TRUST AMERICAS INCORPORATED	500千米ドル	100%	中古自動車販売
VA1号投資事業有限責任組合	50百万円	0.0%	有価証券投資

- (注) 1. 当社は、中南米地域販売拡大の目的から、TRUST AMERICAS INCORPORATEDを平成18年8月24日に設立いたしました。
2. VA1号投資事業有限責任組合は、当連結会計年度より連結子会社としております。これは「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年9月8日）が公表されたのを機に、企業集団の財務内容の実態をより適切に開示するために変更したものであります。

9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社十六銀行	1,000百万円

会社の株式に関する事項

- 発行可能株式総数 1,000,000株
- 発行済株式の総数 281,500株
- 株主数 4,959名
- 大株主（発行済株式の10分の1以上の数の株式を保有する株主）

株主名	持株数	出資比率
V Tホールディングス株式会社	189,750 ^株	69.83 [%]

(注) 出資比率は自己株式9,799株を控除して計算しております。

会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している新株予約権の状況

平成17年7月15日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役 (社外取締役を除く)	社外取締役	監査役
保有者数	1名		
新株予約権の数	500個		
目的である株式の種類及び数	普通株式 500株		
新株予約権の払込金額	払込を要しない		
新株予約権の行使価額	1個につき69,229円		
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から平成22年7月30日まで		
新株予約権の行使条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使できないものとする。 新株予約権の質入その他の処分は認めない。 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権全部は行使できないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者が、旧商法第254条ノ2に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合。 2. 新株予約権者が、当社所定の書面により、本新株予約権の全部の返還または本新株予約権に関し、当社と締結する新株予約権割当契約の解除を申し出た場合。 3. 新株予約権者が、本契約書の規定に重大な違反をした場合。 4. 新株予約権者が法令または当社の社内諸規則等に違反した場合。 		

会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の 代表状況又は兼務の状況
代表取締役社長	西 山 勝 晃	
取 締 役	土 橋 一 勝	営業部長
取 締 役	伊 藤 誠 英	VTホールディングス株式会社 常務取締役 株式会社ホンダカーズ東海 取締役 株式会社VTキャピタル 代表取締役 株式会社アーキッシュギャラリー 取締役 株式会社ヤマシナ 取締役
監 査 役	斎 藤 脩	
監 査 役	柴 田 和 範	VTホールディングス株式会社 監査役 株式会社ホンダカーズ東海 監査役 静岡日産自動車株式会社 監査役 公認会計士
監 査 役	鹿 倉 祐 一	株式会社アーキッシュギャラリー 監査役 弁護士

- (注) 1. 監査役柴田和範氏及び鹿倉祐一氏は社外監査役であります。
 2. 監査役柴田和範氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当事業年度中の役員の変更
 取締役高森弘氏は、平成18年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
 取締役伊藤誠英氏は、平成19年4月2日開催の取締役会におきまして、代表取締役西山勝晃氏に代わりまして、代表取締役に選定され、就任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役	2 名	12,450千円
監 査 役	2 名	3,600千円
(うち社外監査役)	1 名	600千円

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役3名、監査役3名であります。取締役、監査役の支給人員と相違しているのは、無報酬の非常勤取締役1名と非常勤監査役1名が在任しているためであります。
 2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額8,640千円を支払っております。

社外役員に関する事項

1. 社外役員に関する事項

取締役 伊藤誠英

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社VTキャピタル、HDアセットマネジメント株式会社、フェイスオン株式会社、E-エスコ株式会社の代表取締役であります。

アップルオートネットワーク株式会社、VTホールディングス株式会社、株式会社ホンダカーズ東海、静岡日産自動車株式会社、PZモーターズ株式会社、J-net レンタリース株式会社、エルシーアイ株式会社、VTインターナショナル株式会社、株式会社アーキッシュギャラリー、アイコーエポック株式会社の取締役執行役員であります。

他の会社の社外役員の兼任状況

株式会社ヤマシナの社外取締役であります。

長野日産自動車株式会社、株式会社NNサービス、株式会社日産塗装、長日不動産株式会社、株式会社フォードライフ中部の監査役であります。

三河日産自動車株式会社の社外監査役であります。

当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は83.3%であります。

出席した取締役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

責任限定契約の内容の概要

個別の責任限定契約の締結はありませんが、当社定款第25条において会社法第427条第1項の規定により、取締役会決議をもって、社外取締役（社外取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

監査役 柴田和範

他の会社の社外役員の兼任状況

VTホールディングス株式会社、静岡日産自動車株式会社の社外監査役であります。

当事業年度における主な活動状況

(1) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は58.3%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。

(2) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は81.8%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役としての立場から意見を述べております。

責任限定契約の内容の概要

個別の責任限定契約の締結はありませんが、当社定款第33条において会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

監査役 鹿倉祐一

当事業年度における主な活動状況

(1) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は58.3%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

(2) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100.0%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役としての立場から意見を述べております。

責任限定契約の内容の概要

個別の責任限定契約の締結はありませんが、当社定款第33条において会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

2. 当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
社外取締役	1名	22,245千円
社外監査役	2名	3,300千円

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 新日本監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- | | |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 12百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、この金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 会計監査人に関する株式会社の方針に関する事項

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

管理部長を責任者とし、全職員に法令・定款の遵守を徹底させるため、管理部に必要な人員を配置しコンプライアンスマニュアルを作成しております。また管理部長は、コンプライアンスマニュアルの運用状況の管理、教育体制の構築、法令等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度の全職員に対する周知徹底を行っております。実際に、コンプライアンスに反する事態が発生した場合は、管理部長が内容・対策等を取締役会、監査役会へ報告いたします。加えて、コンプライアンスの状況に関し監査を実施する担当者を選任し、コンプライアンス違反の発見・防止と業務プロセス等の改善に努めてまいります。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

管理部長を責任者とし、取締役の職務執行に係る情報・文書をデータベース化し、当該情報・文書等の存否及び保存状況を直ちに検索できる体制を構築しております。また、職務執行情報は、関連規程及びマニュアルに従って適切に保存・管理しております。管理部長は、必要に応じて保存・管理状況の検証と関連規程及びマニュアル見直しの提案を行います。

3. 損失の危険の管理に関する体制

管理部に必要な人員を配置し、定期的に業務監査を行います。業務監査実施項目、実施方法及びリスク管理に関する規程等については、親会社の内部監査室と共同で定期的に検証を行い、必要があれば改訂を実施いたします。業務監査により、損失リスクを内在する業務執行行為が発見された場合は、リスクの内容及び損失の程度について、直ちに管理部長及び担当部署に連絡いたします。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしております。

経営計画のマネジメントについては、経営方針に基づき策定される年度計画・中期経営計画が予定通りに進捗しているか、業務報告を通して取締役会が定期的に検査を行います。また業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定められた事項及びその付議基準に該当する事項の全てを取締役に付議することとし、議題に関する十分な資料を全役員に配布いたします。日常業務のマネジメントについては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が当該規程に基づき行います。

5. 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理を行います。管理部は、子会社における損失リスクの把握と報告に努め、またグループ会社間の不適切な取引及び会計処理を防止するため、グループ会社の内部監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。子会社において法令違反等のコンプライアンスに反する行為または損失リスクの発生が確認された場合は、管理部長がその内容と対策を取締役会、監査役会へ報告いたします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を配置し、その使用人は監査役の指示に従いその職務を行います。

7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価については、監査役会の同意を必要とします。

8. 取締役及び使用人の監査役への報告体制及びその他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じ下記の項目を始めとする必要な報告、情報提供を行うものとします。

当社の内部統制システム構築に関わる部署の活動状況に関する報告

当社のグループ会社の監査役及び内部監査部門の活動状況に関する報告

当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更に関する報告

業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容に関する報告

内部通報制度の運用及び通報の内容に関する報告

社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付

9. その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会及び重要な会議等に出席する体制を整備すると共に、定期的に代表取締役社長、管理部及び会計監査人と意見交換する機会を設けます。

株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、安定的な経営基盤の確立と株主資本比率の向上に努めるとともに、業績の伸展状況に応じて配当性向を勘案のうえ、株主に対する積極的な利益還元策を実施することを基本方針としております。当連結会計年度末における株主配当金につきましては、単体における経常利益が過去最高額を確保できたため、平成19年5月14日開催の取締役会決議により、1株につき普通配当金100円に特別配当金50円を加え150円とさせていただきます。これにより配当金総額は、81,780,150円となりました。

なお、配当金支払開始日につきましては、平成19年6月28日（木曜日）を予定しております。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,304,520	流動負債	836,564
現金及び預金	612,917	買掛金	56,119
売掛金	23,210	1年内返済長期借入金	200,000
商品	407,092	未払金	19,767
貯蔵品	2,350	未払費用	14,971
短期貸付金	124,001	未払法人税等	140,490
前渡金	19,779	前受金	383,042
前払費用	10,686	預り金	8,799
繰延税金資産	16,812	賞与引当金	9,082
未収消費税等	22,989	その他	4,291
その他	65,750	固定負債	800,000
貸倒引当金	1,069	長期借入金	800,000
固定資産	3,649,955	負債合計	1,636,564
有形固定資産	2,027,658	(純資産の部)	
建物	34,376	株主資本	3,318,613
構築物	10,679	資本金	1,349,000
機械装置	4,359	資本剰余金	1,174,800
車両運搬具	3,207	資本準備金	1,174,800
工具器具備品	12,803	利益剰余金	1,316,747
土地	1,962,231	利益準備金	2,500
無形固定資産	32,001	その他利益剰余金	1,314,247
のれん	898	別途積立金	200,000
商標権	98	繰越利益剰余金	1,114,247
ソフトウェア	31,004	自己株式	521,933
投資その他の資産	1,590,295	評価・換算差額等	702
投資有価証券	564,703	その他有価証券評価差額金	702
関係会社株式	97,526	純資産合計	3,317,911
出資金	200	負債及び純資産合計	4,954,475
長期貸付金	867,709		
破産更生債権等	80,981		
長期前払費用	8,225		
繰延税金資産	32,091		
その他	11,225		
貸倒引当金	72,367		
資産合計	4,954,475		

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,119,052
売 上 原 価		2,849,975
売 上 総 利 益		1,269,077
販売費及び一般管理費		636,280
営 業 利 益		632,796
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	52,931	
投 資 収 益	16,702	
前 受 金 整 理 収 入	40,406	
そ の 他 営 業 外 収 益	9,659	119,698
営 業 外 費 用		
支 配 利 息 割 引 料	349	
為 替 差 損	18,201	
そ の 他 営 業 外 費 用	11,640	30,191
経 常 利 益		722,304
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,824	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 益	687	3,512
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4,560	
固 定 資 産 除 却 損	166	
貸 倒 損 失	8,613	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	69,256	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25,485	108,081
税 引 前 当 期 純 利 益		617,735
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	275,742	
法 人 税 等 調 整 額	20,227	255,514
当 期 純 利 益		362,220

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高	1,349,000	1,174,800	1,174,800	2,500	200,000	850,025	1,052,525
当 事 業 年 度 変 動 額							
剰余金の配当(注)						41,025	41,025
剰余金の配当						40,755	40,755
役員賞与(注)						4,000	4,000
当 期 純 利 益						362,220	362,220
自己株式の処分						12,218	12,218
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)							
当事業年度変動額合計						264,221	264,221
平成19年3月31日残高	1,349,000	1,174,800	1,174,800	2,500	200,000	1,114,247	1,316,747

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	470,997	3,105,327	201	201	3,105,529
当 事 業 年 度 変 動 額					
剰余金の配当(注)		41,025			41,025
剰余金の配当		40,755			40,755
役員賞与(注)		4,000			4,000
当 期 純 利 益		362,220			362,220
自己株式の処分	14,718	2,500			2,500
自己株式の取得	65,654	65,654			65,654
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)			903	903	903
当事業年度変動額合計	50,936	213,285	903	903	212,382
平成19年3月31日残高	521,933	3,318,613	702	702	3,317,911

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

従来、取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく事業年度末要支給額を計上しておりましたが、役員退職慰労金制度は平成18年7月開催の取締役会において廃止が決議されました。これにより前事業年度まで積み立てておりました役員退職慰労引当金687千円を全額戻入処理し、特別利益として計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。
7. 当事業年度より会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づいて計算書類を作成しております。

<会計方針の変更>

(1) 商品評価損の計上

従来、商品評価損は、営業外費用に計上しておりましたが、恒常的に発生する傾向にあり、原価性を有するものであると認められたため、当事業年度より当該費用を売上原価に計上する方法に変更しました。この変更により、従来の方法に比べ売上原価は3,244千円増加し、売上総利益及び営業利益は同額減少しております。なお、経常利益及び税引前当期純利益に対する影響はありません。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、3,317,911千円であります。

<表示方法の変更>

当事業年度から、営業権は「のれん」として表示しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	66,245千円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	155,528千円
長期金銭債権	867,709千円
短期金銭債務	2,681千円

< 損益計算書に関する注記 >

関係会社との取引高

売上高	18,590千円
仕入高	3,951千円
その他の営業取引高	20,430千円
営業取引以外の取引高	40,386千円

< 株主資本等変動計算書に関する注記 >

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	9,799株
--------------------	------	--------

< 税効果会計に関する注記 >

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	10,979千円
賞与引当金繰入超過額	3,678千円
貸倒引当金繰入超過額	29,742千円
期末商品評価損	1,314千円
その他	4,165千円
繰延税金資産計	49,880千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	976千円
繰延税金負債合計	976千円
繰延税金資産の純額	48,903千円

< リースにより使用する固定資産に関する注記 >

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。

< 関連当事者との取引に関する注記 >

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本財産	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	AMANA SHIPHOLDING S.A.	パナマ共和国		船舶の賃貸	100%	役員 3名	金銭の貸付	貸付金の回収	108,105	短期貸付金	124,001
										長期貸付金	867,709
								利息の受取	40,386	未収入金	18,683

(注) 貸付金については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額	12,211円63銭
2. 1株当たり当期純利益	1,326円75銭

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 5 月 24 日

株式会社トラスト
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 安 田 豊 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 杉 原 弘 恭 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トラストの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月28日

株式会社トラスト 監査役会

監査役(常勤) 斎藤 脩 (印)

監査役 柴田 和 範 (印)

監査役 鹿倉 祐 一 (印)

(注) 監査役柴田和範及び監査役鹿倉祐一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,245,991	流動負債	841,997
現金及び預金	668,595	買掛金	57,853
売掛金	18,328	短期借入金	200,000
たな卸資産	409,442	未払法人税等	140,490
繰延税金資産	16,812	前受金	385,643
その他	133,882	賞与引当金	9,082
貸倒引当金	1,069	その他	48,928
固定資産	3,642,606	固定負債	800,000
有形固定資産	2,028,911	長期借入金	800,000
建物及び構築物	45,055		
機械装置及び車両運搬具	7,567	負債合計	1,641,997
工具器具備品	14,056	(純資産の部)	
土地	1,962,231	株主資本	3,235,909
無形固定資産	32,001	資本金	1,349,000
のれん	898	資本剰余金	1,174,800
その他	31,102	利益剰余金	1,234,043
投資その他の資産	1,581,693	自己株式	521,933
投資有価証券	614,403	評価・換算差額等	603
繰延税金資産	32,091	その他有価証券評価差額金	702
船舶	905,528	為替換算調整勘定	98
その他	102,038	少数株主持分	11,293
貸倒引当金	72,367	純資産合計	3,246,600
資産合計	4,888,597	負債及び純資産合計	4,888,597

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,108,844
売 上 原 価		2,847,940
売 上 総 利 益		1,260,904
販売費及び一般管理費		654,656
営 業 利 益		606,247
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	12,627	
受 取 り 一 入 料	143,872	
前 受 金 整 理 収 入	40,406	
そ の 他 営 業 外 収 益	29,492	226,398
営 業 外 費 用		
減 価 償 却 費	167,701	
そ の 他 営 業 外 費 用	11,989	179,691
経 常 利 益		652,954
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,824	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 益	687	3,512
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4,560	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25,485	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	69,256	
固 定 資 産 除 却 損	166	
そ の 他 特 別 損 失	8,613	108,081
税金等調整前当期純利益		548,385
法人税、住民税及び事業税	275,742	
法 人 税 等 調 整 額	20,227	255,514
少 数 株 主 利 益		93
当 期 純 利 益		292,776

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	1,349,000	1,174,800	1,039,265	470,997	3,092,067
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			41,025		41,025
剰余金の配当			40,755		40,755
役員賞与(注)			4,000		4,000
当期純利益			292,776		292,776
自己株式の処分			12,218	14,718	2,500
自己株式の取得				65,654	65,654
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			194,777	50,935	143,841
平成19年3月31日残高	1,349,000	1,174,800	1,234,043	521,933	3,235,909

(単位：千円)

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	201	11	212		3,092,280
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					41,025
剰余金の配当					40,755
役員賞与(注)					4,000
当期純利益					292,776
自己株式の処分					2,500
自己株式の取得					65,654
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	903	87	816	11,293	10,477
連結会計年度中の変動額合計	903	87	816	11,293	154,319
平成19年3月31日残高	702	98	603	11,293	3,246,600

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項>

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

AMANA SHIPHOLDING S.A.

TRUST AMERICAS INCORPORATED

TRUST AMERICAS INCORPORATEDは販売拡大の目的から平成18年8月24日に設立いたしました。

VA1号投資事業有限責任組合

(会計処理の変更)

VA1号投資事業有限責任組合は当中間連結会計期間より連結子会社としております。これは「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準に適用関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年9月8日)が公表されたのを機に、企業集団の財務内容の実態をより適切に開示するために変更したものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 投資事業有限責任組合等の持分法の適用に関する取扱い

連結計算書類作成会社の投資事業有限責任組合等に対する出資のうち出資割合が過半数を超える投資事業有限責任組合等が1ファンドありますが、連結会社は当該投資事業有限責任組合等の業務執行にまったく関与することができず、実質的に支配していないと認められるため、当該投資事業有限責任組合等は子会社として取り扱っておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は2社あり(TRUST AMERICAS INCORPORATED 決算日 12月31日、VA1号投資事業有限責任組合 決算日12月31日)、連結子会社の決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整をしております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

商品

個別法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

投資その他の資産

船舶については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

従来、取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく連結会計年度末要支給額を計上しておりましたが、役員退職慰労金制度は平成18年7月開催の取締役会において廃止が決議されました。これにより前連結会計年度まで積み立てておりました役員退職慰労引当金687千円を全額戻入処理し、特別利益として計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

5. 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づいて連結計算書類を作成しております。

< 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更 >

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、3,235,306千円であります。

2. 商品評価損の計上

従来、商品評価損は、営業外費用に計上しておりましたが、恒常的に発生する傾向にあり、原価性を有するものであると認められたため、当連結会計年度より当該費用を売上原価に計上する方法に変更しました。この変更により、従来の方法に比べ売上原価は3,244千円増加し、売上総利益及び営業利益は同額減少しております。なお、経常利益及び税金等調整前当期純利益に対する影響はありません。

3. 海外子会社の記帳方法の変更

当社の連結子会社であるAMANA SHIPHOLDING S.A.は設立時より外貨建て（米ドル建て）による記帳を行っておりましたが、実質的な経営管理の状況から当連結会計年度より円建てによる記帳に変更いたしました。この変更により、従来の方法に比べ為替換算調整勘定が191千円減少しております。

< 連結貸借対照表に関する注記 >

有形固定資産の減価償却累計額 66,329千円

< 連結株主資本等変動計算書に関する注記 >

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数 普通株式 281,500株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当金の総額 81,780千円
3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの。 40,755千円
4. 当連結会計年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権
第2回新株予約権（平成17年7月15日取締役会決議）普通株式 500株
0BD新株予約権（平成17年7月15日取締役会決議）普通株式 4,500株

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額 11,907円60銭
2. 1株当たり当期純利益 1,072円39銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 5 月 24 日

株式会社トラスト
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 安田 豊 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 杉原弘恭 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トラストの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トラスト及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第19期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月28日
株式会社トラスト 監査役会

監査役(常勤) 斎藤 脩 (印)

監査役 柴田 和 範 (印)

監査役 鹿倉 祐 一 (印)

(注) 監査役柴田和範及び監査役鹿倉祐一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加したいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記物品に関する輸出入業及び販売業</p> <p>(1) 自動車及び自動車部品</p> <p>(2) 建設機械・農業機械・工作機械及びそれらの部品</p> <p>(3) 事務機器、家庭用電気製品、カメラ、オーディオ機器及びそれらの部品</p> <p>(4) 紳士・婦人・子供服等の衣料品、塩・たばこ・酒・茶・清涼飲料水等の食料品、日用雑貨品</p> <p>(5) 鉱物</p> <p>(6) 建築資材・家具・室内装飾繊維品</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2.</u> 前号に附帯関連する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記物品に関する輸出入業及び販売業</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p style="text-align: center;">(現 行 ど お り)</p> <p><u>2.</u> 不動産の賃貸借、売買及び管理</p> <p><u>3.</u> 前号に附帯関連する一切の業務</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名を増員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、または他の法人等の代表状況	候補者の有する当社の株式数
1	伊藤 誠 英 (昭和35年9月27日生)	平成15年3月 当社取締役 平成19年4月 当社代表取締役社長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 株式会社VTキャピタル 代表取締役 フェイスオン株式会社 代表取締役 E-エスコ株式会社 代表取締役	株
2	西山 勝 晃 (昭和43年4月20日生)	平成17年6月 当社入社 常務執行役員 経営戦略室 平成17年12月 当社代表取締役社長 平成19年4月 当社取締役 現在に至る	100株
3	土橋 一 勝 (昭和47年12月25日生)	平成18年4月 当社入社 営業部長 平成19年6月 当社取締役 現在に至る	5株
4	横井 大樹 郎 (昭和45年6月5日生)	平成19年1月 当社入社 管理部長 現在に至る	株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者伊藤誠英氏は、平成11年6月から当社の親会社であるVTホールディングス株式会社において常務取締役として業務を執行しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

現会計監査人新日本監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、改めて会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	監査法人 東海会計社
主たる事務所の所在地		愛知県名古屋市東区東桜2丁目4番1
沿革		平成3年7月 監査法人東海会計社設立 平成4年6月 JEFFREYS HENRY INTERNATIONAL 加盟 平成6年8月 創和監査法人と合併
概要		出資金 26百万円 構成人員 12名 関与会社数 48社

以 上

